

第9章 奨学

木曾広域連合奨学資金条例

〔平成11年4月1日〕
〔条例第40号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地域及び社会に有為な人材の育成を資するとともに、教育の機会均等に寄与するため、奨学資金の貸付けを行うものとし、その貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、必要な事項を定める。

(原資等)

第2条 この奨学資金の貸付けに必要な原資(以下「原資」という。)及び運営に関する費用(以下「運営費用」という。)は、組織町村からの分担金、特定寄付金及びその他の収入をもってこれにあてるものとする。

(管理)

第3条 奨学資金の原資は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 原資の運用から生ずる益金は、この原資及び運営費用に編入するものとする。

(貸付けの対象)

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 木曾郡に本籍を有する者又はこれに準ずる者で、大学等に入学を予定する者
- (2) 学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。
- (3) 健康については、修学に十分耐えうるものと認められること。
- (4) 経済的理由により、著しく修学に困難があると認められること。

(貸付けの金額)

第6条 奨学金の貸付限度額は、1人につき月額20,000円以上、50,000円以内とする。

(貸付けの決定)

第7条 奨学金の貸付けは、連合長が正副連合長会議に諮って決定する。

2 前項の決定に当っては、卒業後、木曾郡内に居住又は就職する意志を有する者を優先する。

3 前第1項の決定は、3月末日までに本人に通知する。

(貸付けの条件)

第 8 条 奨学金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付けの利率 奨学金には、利息をつけない。
- (2) 貸付けの期間 奨学金の貸付期間は、第 5 条第 2 項に規定する大学等の学部の正規の修業期間内とする。
- (3) 償還の方法 卒業の月の 6 か月後から第 2 号に定める貸付を受けた期間の 3 倍の期間に 6 月を加算した期間内に、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法で償還しなければならない。
- (4) 延滞利息 前号の償還にかかる延滞利息は、延滞元金 100 円につき 1 日 4 銭の割合とする。

(奨学金の交付)

第 9 条 奨学金は、その月の分を毎月 10 日までに交付する。

2 年度の中途において貸付けの決定を受けた者又は特別な事情があると認められる場合には、前項の規定に関わらず数か月分の奨学金をあわせて交付することができる。

(貸付の休止及び停止)

第 10 条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金の貸付けを休止する。

2 奨学生が次の各号の一に該当するときは、その翌月から奨学金の貸付けを停止する。

- (1) 第 5 条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) その他奨学生として不相当と認められるとき。

(償還の猶予及び免除)

第 11 条 疾病その他正当な理由により、奨学金の償還が困難と認められるときは、相当の期間その償還を猶予することができる。

2 奨学生又は奨学生であった者が奨学金の償還完了前に死亡したときは、その翌月以降の償還未済額の一部又は全額を免除することができる。

この場合、連帯保証人又は遺族は、その事情を具して償還免除の申請をしなければならない。

(繰上償還)

第 12 条 奨学生が退学し、又は奨学金を辞退し若しくは停止されたときは、その月の翌月から奨学金の貸付けを受けた期間と同じ期間内に第 8 条第 3 号及び第 4 号の規定に準じて、奨学金を繰上償還しなければならない。

(特例)

第 13 条 既に大学等に在学する者で、第 5 条に規定する貸付けの資格を有する者が、家庭事情の急変等特別の事情により貸付けを希望するに至ったときは、年度の中途においても貸付けを出願することができる。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、連合長が別にこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。